

第 10 章 環 境 事 業 施 設

(ごみ等の集積施設)

第 71 ごみ等の集積施設は、次の各号に掲げる予定建築物の用途区分に応じ、表 10-1 の基準に従い設置するものとする。

- (1) 一般住宅にあつては、家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃・資源ごみ）専用のものとする。
 - (2) 住宅とそれ以外の用途に供される複合建物にあつては、家庭系ごみとそれ以外のごみ（事業系ごみ）とは明確に区分できるような構造にすること。
 - (3) 上記以外の建物・構築物等の施設にあつては、排出したごみをしや閉する等、環境衛生上支障のないような措置を講ずるものとする。
- 2 前項に規定するごみ等の集積施設の詳細については、環境局と協議するものとする。

表 10-1

用途区分		基 準		
一般住宅	可燃ごみ	独立住宅	(1)設置数	20戸に1カ所を原則とする。
			(2)面積	原則として間口3.0m以上、奥行き1.5mの長方形とする。
			(3)位置	ア) 設置位置：道路と同一平面でかつ長辺が接する。 イ) 道路幅員：幅員6m以上の道路に面することを原則とする。 ウ) 配置：宅地の高低道路勾配及び予想交通量等による居住者の動線安全性を勘案し利用範囲がおおむね100m以内とし、かつ作業車両の進行方向が同一となるよう配置し、原則として通路は通り抜けができるものとする。
			(4)構造	ア) 材質：床はコンクリート造りとするとともに美観にも留意する。 イ) 排水：掃除のため排水できるものとする。 ウ) 溝ふた：道路に接する部分に溝のあるときは、取りはずし可能なふたを設けるものとする。 エ) 壁：道路面以外の3方に高さ1m以上のものを設けるものとする。
	集合住宅	(1)収集方法	ア) 原則として50戸以上は、コンテナ収集とする。	
			イ) 50戸未満は、パッカー収集とする。	
		(2)設置数	1区画に1カ所を原則とする。	
		(3)面積	コンテナ収集においては、10戸当たりコンテナ1.2台（コンテナ1台当たり、間口1m、奥行き2m確保）の割合で換算し、計画戸数に応じて必要個数を設置するものとする。 パッカー収集においては、原則として間口2.7m以上、奥行き1.5mの長方形とする。	
	(4)位置・構造	ア) 独立住宅のものに準ずる他、水栓を設けるものとする。 イ) コンテナ収集で溝のふたをグレーチングとする場合は、細目のグレーチングとすること。		
	資源ごみ・不燃ごみ		(1)設置数	100戸に1カ所を原則とする。
(2)面積			原則として間口5.0m以上、奥行きを2.0mの長方形とする。	
(3)位置・構造			可燃ごみ集積施設に準じる。 壁の上部にフェンスなどを設置する。	
複合建物	家庭系ごみ	可燃ごみ 不燃・資源ごみ	一般住宅の可燃ごみ、不燃・資源ごみに準じた位置・面積及び構造を確保する。	

注 1 複合建物における家庭系ごみ以外のごみ（事業系ごみ）並びに一般住宅にも複合建物にも属さない建物・構築物等の施設から排出されるごみについては、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例・規則等に見合った位置・面積及び構造を確保すること。

（し尿）

第 72 し尿は、し尿処理施設等により処理方法を講ずるものとする。